

令和7年5月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち屋外式(RF式)ガスふろがま(都市ガス用)1件、
石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)1件、ガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 13件
(うちACアダプター1件、ポータブル電源(リチウムイオン)4件、
ノートパソコン1件、電気フライヤー1件、ミニコンポ1件、
電熱ヒーター(茶道用)1件、リチウム電池内蔵充電器2件、
ACアダプター(電動バイク用)1件、バッテリー(リチウムイオン)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
(うちUSBケーブル1件、電動アシスト自転車2件、車いす1件、
コンセント1件、電子レンジ1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
温水洗浄便座1件、踏み台(アルミニウム合金製)1件、
スピーカー(充電式)1件、液晶テレビ1件、コンセント1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202300558、A202300663、A202300819、A202300982、A202300984、A202301079、A202301120、A202400029、A202400044、A202400055、A202400088、A202400133、A202400380を除く。)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500134	令和7年3月11日	令和7年5月19日	USBケーブル	火災	当該製品に誤って洗濯後乾燥させたヘッドホンを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月15日
A202500135	令和7年4月29日	令和7年5月19日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202500136	令和7年4月29日	令和7年5月19日	車いす	重傷1名 軽傷1名	介助者が当該製品に使用者を乗せて自宅へ入ろうとしたところ、当該製品の右側押手が破損し、当該製品が転倒、使用者が落下し、軽傷を負った。使用者をかばった介助者は重傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A202500137	令和7年5月3日	令和7年5月19日	コンセント	火災	施設の厨房で当該製品に延長コード及び電気製品を接続して使用中、当該製品及び接続されていた延長コードを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500139	令和7年4月24日	令和7年5月19日	電子レンジ	火災	当該製品を使用後、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500140	令和7年3月13日	令和7年5月20日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月12日
A202500142	令和7年5月6日	令和7年5月20日	温水洗浄便座	火災	公共施設で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500143	令和7年4月20日	令和7年5月21日	踏み台（アルミニウム合金製）	重傷1名	歯科医院で使用者（70歳代）が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月12日